

簡易専用水道受検報告 審査基準

水道法

第34条の2

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期的に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

水道法施行細則

第24条

簡易専用水道の設置者は、法第三十四条の二第二項の規定により、簡易専用水道の管理について厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けたときは、速やかに簡易専用水道受検報告書(別記第三十三号様式)により、知事に報告するものとする。